

## 生命倫理講義 (2)

—エンゲルハート「医学における人格の概念」—

### Lecture of Bioethics (2)

—Engelhardt “Medicine and the Concept of Person”—

小 原 琢

Taku OHARA

The purpose of this paper is to introduce Engelhardt's theory of person and life with reference to the 2nd paper "Medicine and the Concept of Person" in *Foundation of Bioethics*, Tokai University Press, 1988. According to Engelhardt, there are two concepts of person: one is *a person in a strict sense* and the other is *a person in a social sense*. For instance, moral agents have a person in a strict sense, but infants do not. For this reason Tooley admitted infanticide. However, Engelhardt negates this Tooley's theory by attributing a person in a social sense to an infant.

Key words: person in the strict sense

person in the social sense

infant

本稿の目的は『バイオエシックスの基礎』(東海大学出版会、1988年) 所収の第2論文「医学における人格の概念」を手がかりに<sup>1)</sup>、人格と生命に関するエンゲルハートの所説を紹介することにある<sup>2)3)</sup>。

## 第1章 生命の種類と生命の価値 (1)

—生命の種類に応じた価値の序列—

我々の住む世界には、様々な生物の生命が見出される。たとえば植物の生命や動物の生命・人間の生命等々である。一般に、これらの生命はその種類の異なりに応じて、価値の序列があると考えられている。すなわち最も価値が低いのは植物の生命であり、それよりも価値が高いのは下等動物の生命であり、最も価値が高いのは人間の生命である。

たしかに人間の生命は、すべての生物の中で最も高い価値を有するといわれる。しかし脳死状態にある人間の生命は価値が低いのに対し、健康状態にある人間の生命は価値が高いとされるように、すべての人間が、みな等しい尊厳 (sanctity) を有するわけではない。この意味で、人間の生命においても価値の序列があると考えられている。では人間の生命における価値の序列は、いかなる根拠によって定まるのであろうか。

## 第2章 生命の種類と生命の価値 (2)

—人間の生命における価値の序列—

すべての生物の中で最も高い価値を有する人間の生命においても価値の序列があるとするエンゲルハートは、脳に定位する死の概念の考察によって、その根拠を明らかにする。

エンゲルハートによれば、脳に定位する死の概念は、人間の人格的生命にかかわるものであり、それは三つの前提から成る。第一に、人格は植物的生命以上のものを意味する。第二に、植物的生命は価値を持つが、権利を持たない。第三に、脳のような感覚と運動の中枢器官は世界の中で経験や行為を可能にするための必要条件、すなわち世界の中で生きる人格にとっての必要条件である。それゆえこの三つの前提を認めるならば、脳が機能する可能性のない状態においては、人格的生命が存在する可能性もありません、「人格は死んだ」ことになるのである。

このような脳に定位した死の概念には哲学的な意義がある。なぜなら、それは人間の生物学的生命 (=有機体的生命) と人間の人格的生命との区別を含んでいるからである。たとえ脳死状態に陥ったとしても、遺伝学的な連続性や有機体的な機能・生殖能力等々は存続する。このかぎりにおいて、脳死状態にも生物学的生命は残っているといわなければならない。しかしこの脳死状態にある人間は、人格的生命を失っている。

それゆえ脳死状態にある人間の生命は価値が低いのに対し、健康状態にある人間の生命は価値が高いとされる根拠は、脳死状態にある人間には人格的生命が見出されないのである。健康状態にある人間には人格的生命が見出されるという点にある。いいかえるならば、両者は生物学的生命を有するかぎりにおいては共通するが、人格的生命を有するか否かによって、その価値に序列が生じてくるのである。

かくてエンゲルハートは、人間の生命について次のような区別をしなければならないという。第一に、人間の生命は生物学的生命であるか人格的生命であるかにしたがって区別しなければならない。すべての人間の生物学的生命が人格的生命の事例であるとはかぎらない。とはいえ、人格的生命を有する者すべてが人間であるとする必然性はない。地球以外にも人格的生命を有する未知の存在者がいるかもしれないからである。第二に、生命の尊厳という概念は、様々な仕方で生物学的生命の価値 (value) と人格的生命の尊厳 (dignity) とにかかわってくる。おそらく生命の尊厳をめぐる議論の多くは、人格的生命の尊厳に関するものであろう。しかしこのような議論においては、いかなる種類の生命を擁護するのか、またいかなる理由によってそうするのかを常に明確にしなければならない。

### 第3章 生物学的生命と人格的生命（1） —カント倫理学の継承—

人間の生命を生物学的生命と人格的生命との二つに区別したエンゲルハートは、カントの倫理学を継承して、この二つの生命に見出される道徳的な意味の相違を明らかにする<sup>4)</sup>。

カントの倫理学は道徳律の存在を理性の事実として認めることから出発する。この道徳律は、すべての理性的存在者に対して普遍的客観的に妥当する実践理性の根本法則であり、行為の結果を全く顧慮することなく、絶対的にその遵奉を人間に要求する。この意味で道徳律は、諸個人が任意に選択できる主観的な実践原理・格率から厳密に区別される<sup>5)</sup>。

カントによれば、この道徳律は無限的存在者においては、「何々すべし」といった命令の形式を取らない。無限的存在者の意志は神聖なる意志であり、道徳律に反する可能性を持たないからである。これに対し有限的存在者である人間においては、「何々すべし」といった命令の形式を取る。人間の意志は道徳律に反する可能性を持っているからである。そしてカントは、このような命令の形式を定言的命法と呼ぶ<sup>6)</sup>。

定言的命法の唯一の根本方式は「汝の格率が普遍的法則となることを汝が同時にその格率によって意志する場合にのみ、その格率に従って行為せよ」である。道徳律の遵奉は人間の義務であり、人間は義務の意識から義務を行なわなければならない。たしかに人間は何らかの利益（幸福・快樂等）を目的としながら義務にかなった行為をなすが、そのような行為は決して道徳的な行為ではない。義務の意識から義務を行なうことこそは、行為に道徳的性格を与える絶対的な条件であり、人間は一切の欲望からの束縛を脱し、普遍的な道徳律に合致するような意志決定を常にしなければならない<sup>7)</sup>。

カントは、この定言的命法の根本方式から道徳の具体的な内容を三つ導き出す。第一の導出方式は「汝の行為の格率を汝の意志によって普遍的自然法則とならしめようとするかのように行行為せよ」である。これによれば、自己の行為の格率は自然法則となって命ずるとき、普遍的な道徳律に合致するのである<sup>8)</sup>。

第二の導出方式は「汝の人格の中にも他のすべての人の人格の中にもある人間性を、汝がいつも同時に目的として用い、決して単に手段としてのみ用いない、というようなふうに行行為せよ」である。カントによれば、理性的存在者は人格と呼ばれる。理性的存在者は何かを為したり所有したりすることによって価値を持つようになるのではなく、存在すること自体が絶対的な価値を持っているからである。それゆえ人格は自己の人格であれ他者の人格であれ、自己の欲望を満足させるための手段として使用されはならず、目的それ自体として取り扱わなければならない。これに対し、非理性的存在者は物件と呼ばれる。非理性的存在者は存在すること自体が絶対的な価値を持っているのではなく、他者との比較の上で相対的に価値が定まるにすぎないからである。それゆえ物件は目的それ自体として取り扱われる必要はなく、単なる手段として使用されてもよい<sup>9)</sup>。

第三の導出方式は「汝の格率によって常に、普遍的な目的の王国の立法者であるかのように行行為せよ」である。カントによれば、もしも各々の理性的存在者が人格を目的それ自体として取り扱うならば、道徳的共同体としての目的の王国が建設されるはずである。すなわち各々の理性的存在者は、意志の自律を相互に承認しあいながら、他者の人格を目的それ自体として取り扱うことによって結合し、一つの道徳的共同体を形成する。この目的の王国において理性的存在者が目的それ自体であるための唯一の条件は、意志の自律としての道徳性である。それゆえこの条件を満たしている理性的存在者には「尊厳」が見出されるのに対し、この条件を満たしていない非理性的存在者には「価値」しか見出されない<sup>10)</sup>。

ところでエンゲルハートは、以上のようなカントの倫理学を継承する。エンゲルハートによれば、生物学的生命と人格的生命における道徳的な意味の相違は、人格的生命が目的それ自体であることに存する。すなわち理性的で自己意識を有する行為者は、自己を経験し、また自己を経験していること自体を知り、このような経験の状況を決定したり支配したりすることができる。この意味で、この行為者は自己決定的（self-determining）な行為者である。更にこの行為者は、自己を目的それ自体として他者から尊敬を受けるようにと要求しあい、相互の自律を尊敬しあうという仕方で道徳的共同体を形成する。この意味で、この行為者

は道徳的行為者 (moral agents) である。

エンゲルハートによれば、「厳密な意味での人格」は、このような理性的で自己意識を有する行為者においてのみ見出されるのであり、これ以外の行為者には決して見出されない。いいかえるならば、生物学的生命は「厳密な意味での人格」を持たないから、「価値」しかないのでに対し、人格的生命は「厳密な意味での人格」を持つから、「尊厳」がある。

## 第4章 生物学的生命と人格的生命 (2) —現代医学における重要性—

前章にてエンゲルハートは、カントの倫理学を継承しながら、生物学的生命が「価値」を持つのに対し、人格的生命は「尊厳」を持ち、この人格的生命においてのみ「厳密な意味での人格」が見出されることを明らかにした。ところで、このような人間の生命の区別は、現代医学において極めて重要な意味を持っている。

エンゲルハートによれば、医学の目的は単に人間の生命一般を維持することにあるのではない。じつさい「患者を人格として扱うべし」といった医学上の格率・行為規則は、そもそも誰が人格であり誰が人格でないかを医学が前もって知っているなければならない。もし誰が人格であり誰が人格でないかを全く知らないならば、医学は培養された人体細胞と人格である患者とを混同することになってしまう。それゆえ生物学的生命と人格的生命との区別は、医学そのものが成立するための前提として重要な意味を持っている。

更にこの区別は、現代医学が直面している様々な難問に対しても深くかかわっている。エンゲルハートはその典型的な例として、死の定義の問題と人工妊娠中絶の問題という二つの難問を取り上げる。

死の定義の問題は人間の終極 (=死・死亡) に関する問題である。これに対し、人工妊娠中絶の問題は人間の発端 (=生・誕生) に関する問題である。それゆえ一見すると、この二つの問題は何の関連もないようと思われる。しかし詳しく考えてみると、この二つの問題には密接な関連がある。なぜなら、この二つの問題の根底には、人格的生命が何時の時点で始まり何時の時点で終わるか、という根本問題が横たわっているからである。ところでこの根本問題は、明らかに生物学的生命と人格的生命との区別を前提する。それゆえ死の定義の問題と人工妊娠中絶の問題という二つの難問においても、人間の生命の区別は重要な意味を持っている。

## 第5章 生物学的生命と人格的生命 (3) —死の定義と人工妊娠中絶—

死の定義の問題と人工妊娠中絶の問題において生物学的生命と人格的生命との区別が深くかかわっていることを示したエンゲルハートは、この二つの問題を逐次考察してゆく。

上述したように〔第2章〕、たとえ脳死状態に陥っても遺伝学的な連續性や有機体的な機能・生殖能力等々は存続する。このかぎりにおいて、脳死状態にも生物学的生命はあるといわなければならない。しかし人格的生命はない。なぜなら人格であるための必要条件は固有の仕方で外部に発現された感覚能力の存在であり、それが発現されなくなったときに人格は死んだと考えて差し支えないからである。それゆえ脳に定位する死の概念にしたがえば、人格的生命を失っている脳死状態は人間の死であるとされる。

一方、人工妊娠中絶の問題をめぐって多くの人々は、胎児には生物学的生命があっても人格的生命はないと主張している。たしかに胎児は人間の人格と連続する人体組織を持っているが、いまだ人格を持つには到っていない。なぜなら胎児そのものは、理性的で自己意識を有する存在者ではないからである。それゆえ人格的生命を持たない胎児には、価値があっても尊厳はない。このような理由によって、人工妊娠中絶は容認される。

しかしながらトゥーリーは、ここから一步をすすめて、胎児だけでなく幼児もまた人格的生命を持っていないのであるから、胎児を人工妊娠中絶しても差し支えないように、幼児を嬰児殺しにしても何ら差し支えないと主張した<sup>11) 12)</sup>。

このようなトゥーリーの嬰児殺しは認論に対して、或る人々は胎児や幼児の潜在能力という概念を用いて反論する。しかしエンゲルハートによれば、この反論は嬰児殺しは認論を論駁し去るには到らない。それは何故であろうか。

胎児や幼児の潜在能力という概念は、「人格の潜在能力」と「人格になる潜在能力」とに区別される。しかるに、もし胎児が「人格の潜在能力」を有するとしたならば、胎児が人格であるか否かの問題に対し、あらかじめ「胎児は人格である」という結論を前提した上で考察を進め、最終的に「胎児が人格である」という結論を導きだすことになる。それゆえこの反論は、証明されるべき結論を前提した上で当の結論を証明しようとする論点窃取ないし循環論証の誤謬を犯している。

一方、もし胎児や幼児が「人格になる潜在能力」を有するとしたならば、胎児や幼児が人格であるか否かの問題に対し、「胎児や幼児は人格ではない」ことを自ら暗黙裡に認めたことになる。じっさい我々は、鶏になりうるという理由から鶏の卵を重要視することもあるが、鶏の卵そのものを鶏として認めることはない。一般に X が Y になる潜在能力は、Y が重要視されていれば X を重要視する理由になるが、X そのものは Y になる以前においては Y と同等の価値を持たないのである。

それゆえ胎児や幼児の潜在能力という概念を用いた反論は、いずれも嬰児殺しは認論の論駁に失敗しているといわなければならない。では嬰児殺しは認論を論駁するために、いかなる反論を提出したらよいのであるか。それが次の問題となる。

## 第6章 厳密な意味での人格と社会的な意味での人格（1） —二つの人格の相違と関連—

エンゲルハートによれば、人格についての概念は多数あるが、嬰児殺しは認論を反駁するために重要な役割を演ずるのは次の二つの人格概念である。一つは、上述した「厳密な意味での人格」である。これは理性的で自己意識を有する行為者のみが持っているものである。いま一つは、「社会的な意味での人格」である。これは生物学的生命の或る種の事例が持っているものであり、「人格の社会的概念ないし社会的役割」(a social concept or social role of person) のことを意味する。

エンゲルハートは「社会的な意味での人格」を有する者の例として、幼児や老衰者・知的障害者・重度の精神障害者等々をあげている。彼らは「厳密な意味での人格」を有していないが、最小限の社会的相互作用に参加できる可能性は持っている。この可能性を持たない生物学的生命、たとえば重度の無脳症児や脳死状態の成人等々は「社会的な意味での人格」を有することはできない。それゆえ最小限の社会的相互作用に参加できる可能性こそは、「社会的な意味での人格」を有するための前提条件なのである。

では、このような可能性を持つ者は、いかなる仕方で「社会的な意味での人格」を有するようになるのであるか。エンゲルハートによれば、最小限の社会的相互作用に参加できる可能性を持つ者は、「厳密な意味での人格」を有する者から何らかの社会的な役割を担わされるという仕方で「社会的な意味での人格」を有するようになる。このことをエンゲルハートは、母子関係ないし親子関係を例にとって具体的に説明する。

幼児は「厳密な意味での人格」を有していない。しかしそれにもかかわらず、その泣き声が食物や世話を要望とみなされて、あたかも「厳密な意味での人格」を有する者であるかのように扱われる。いいかえるならば、「厳密な意味での人格」を有していない幼児は、家族を成立させる上で不可欠の役割を両親から担わされることによって、「厳密な意味での人格」を有する者と同等の地位が与えられる。かくて幼児は家族という社会構造の中で「子供」となり、「社会的な意味での人格」を有するに到る。

この場合、幼児が子供になるということは、生物学的な意義だけを有する人間が社会的な意義を有するような人間になるということを意味している。このような移行が幼児において可能なのは、幼児が最小限の社会的相互作用に参加できる可能性を持つとともに、「厳密な意味での人格」を有する両親から社会的な役割を担わされるからに外ならない。このかぎりにおいて、両親による社会的な実践 (social practice) は、幼児に「社会的な意味での人格」を帰属させるための一連の手続きなのである。

## 第7章 厳密な意味での人格と社会的な意味での人格（2）

### —社会的な意味での人格の有用性—

前章において、人格の概念には「厳密な意味での人格」と「社会的な意味での人格」との二つがあり、「厳密な意味での人格」を有する者は生物学的生命の或る種の事例に「社会的な意味での人格」を帰属させるということをみた。では、このような「社会的な意味での人格」には、いかなる有用性があるのだろうか。

エンゲルハートによれば、人間が「厳密な意味での人格」を何時の時点で持つか、また何時の時点で失うかの判断は極めて難しい。それゆえもしも「社会的な意味での人格」が確立されていないとすれば、「厳密な意味での人格」を持つ者は、他の「厳密な意味での人格」を持つ者を迂闊に虐待する恐れもあるし、逆に他の「厳密な意味での人格」を持つ者から不当に虐待される恐れもある。かくて「社会的な意味での人格」は、「厳密な意味での人格」を持つ者が自分の生命を保証するために有用なのである。

また、子供は将来「厳密な意味での人格」を持つことになるが、現在「厳密な意味での人格」を持っていない。それゆえもしも「社会的な意味での人格」が確立されていないとすれば、この子供の生命には「厳密な意味での人格」と同等の価値を認めることができなくなる。かくて「社会的な意味での人格」は、子供の生命に「厳密な意味での人格」と同等の価値を与え、その生命を保護するために有用なのである。

更に、「厳密な意味での人格」を持つ我々は、子供を可愛がり大切にしたいと考えて世話を施す。しかし我々の感情は動搖しやすく、常に安定しているとはかぎらない。それゆえもしも「社会的な意味での人格」が確立されていないとすれば、我々の感情が不安定なときには、しばしば子供の世話が中断することになる。かくて「社会的な意味での人格」は、我々が子供の世話を持続するために有用なのである。

それゆえエンゲルハートは「厳密な意味での人格」を有する者による社会的な実践によって、次のような効果がもたらされるという。第一に、健康から病気へ、あるいは病気から健康へと交代する過程において、「厳密な意味での人格」の尊厳が侵害されないように守られる。第二に、他者に依存して生きている人々に世話を施し、注意を払うという美德が育成される。第三に、子供の育成や老人の世話という重要な社会的目標が首尾よく達成される。第四に、幼児だけに指摘されることではあるが、有害な行為から幼児を守り、将来持つことになるはずの「厳密な意味での人格」が損なわれずに保たれる。

以上のように考えてくるならば、「社会的な意味での人格」は、第一次的には「厳密な意味での人格」を有する者が自己の利益のために構成した概念であるといわなければならない。すなわち「厳密な意味での人格」を有する者が生物学的生命の或る種の事例に「社会的な意味での人格」を帰属させるのは、たしかに生物学的生命の或る種の事例が利益を得るためにもあるが、それ以上に「厳密な意味での人格」を有する者が利益を得るためにある。この意味で「社会的な意味での人格」という概念は、第一次的には功利的な観点からの構成物であるといわなければならない。

## 第8章 厳密な意味での人格と社会的な意味での人格（3）

### —胎児と幼児の境界線—

「社会的な意味での人格」が第一次的には功利的な観点からの構成物であるとするエンゲルハートは、このような「社会的な意味での人格」の性格を手がかりに、胎児と幼児の境界線について考察する。そして嬰児殺しは認論に対する反駁をこころみる<sup>13)</sup>。

「厳密な意味での人格」を有する者は、生物学的生命の或る種の事例に「社会的な意味での人格」を帰属させる。その理由は上述したように〔前章〕、生物学的生命の或る種の事例が利益を得るためにもあるが、それ以上に「厳密な意味での人格」を有する者が利益を得るためにある。それゆえ「厳密な意味での人格」を有する者が構成した「社会的な意味での人格」は、生物学的生命の或る種の事例が得る利益よりも、「厳密な意味での人格」を有する者が得る利益のほうを優先する人格概念であるといわなければならない。

このように理解してくるならば、何時の時点で生物学的生命の或る種の事例に「社会的な意味での人格」

を帰属させるかは、「厳密な意味での人格」を有する者が自己の利益を損なわないかぎり、何時の時点でもよいということになる。いいかえるならば、生物学的生命の或る種の事例と「社会的な意味での人格」との境界線は、客観的な仕方で固定しているわけではなくて、「厳密な意味での人格」の不可侵性さえ保たれるならば、主体的な仕方で任意に設定して何ら差し支えないということになる。

それゆえエンゲルハートは、胎児と幼児の区別にも多少の任意性が見出されるという。いまだ人格的生命を持たない胎児と幼児は、単なる生物学的生命の事例にすぎない。エンゲルハートによれば、この生物学的生命の事例に対し、何時の時点で「社会的な意味での人格」を帰属させるかは、「厳密な意味での人格」を有する者が自己の利益を損なわないかぎり、何時の時点でもよい。いいかえるならば、胎児と幼児の境界線は、「厳密な意味での人格」を有する者が功利的な観点から任意に設定して差し支えない。

では胎児と幼児の境界線は、具体的に何時の時点で設定したらよいのであるか。この問い合わせに対してエンゲルハートは、誕生時に設定するのが自然であると答えている。なぜなら「厳密な意味での人格」を有する者は、誕生前の胎児を人工妊娠中絶する場合には損害を受けないが、逆に誕生後の幼児を嬰児殺しにする場合には損害を受けると考えられるからである。かくて「厳密な意味での人格」を有する者は、誕生前の胎児に「社会的な意味での人格」を帰属させる必要はないが、誕生後の幼児に「社会的な意味での人格」を帰属させる必要があるといわなければならない。

以上の考察にもとづいて、エンゲルハートは嬰児殺しは認論に対して次のように反駁する。トゥーリーは、胎児だけでなく幼児も人格的生命を持っていないのであるから、胎児を人工妊娠中絶しても差し支えないように、幼児を嬰児殺しにしても差し支えないと主張した〔第3章〕。これに対してエンゲルハートはいう。たしかに胎児と幼児は人格的生命を持っていない。しかし幼児の場合にかぎっては、あたかも人格的生命を有する者であるかのように扱われなければならない。もし人格的生命を持たないという理由によって幼児を殺した場合には、「厳密な意味での人格」の尊厳が損なわれてしまうからである。それゆえ嬰児殺しは絶対に認められるべきではない<sup>14)</sup>。

## 第9章 厳密な意味での人格と社会的な意味での人格（4） —胎児と社会的な意味での人格—

前章にてエンゲルハートは、胎児と幼児の境界線を誕生時に設定した。それは「社会的な意味での人格」を誕生前の胎児に帰属させる必要がないからであった。しかし、この考え方に対しては次の反論が予想される。——幼児に「社会的な意味での人格」を帰属させたように、胎児に「社会的な意味での人格」を帰属させてもよいのではないか。否、胎児にも「社会的な意味での人格」を帰属させ、人工妊娠中絶に反対すべきではないか。

この反論に対して、エンゲルハートは次のように答えている。——胎児に「社会的な意味での人格」を絶対に帰属させてはならないといっているのではない。帰属させてもよいのだ。ただしその場合には、有用性という観点からみて十分な理由がある場合に限る。

エンゲルハートによれば、胎児と幼児の境界線は「厳密な意味での人格」を有する者が功利的な観点から任意に設定してよいのであって、最初から客観的な仕方で固定されているわけではない。胎児と幼児の境界線を誕生時に設定するのは、それが自然だと考えられるからにすぎない〔前章〕。それゆえ胎児の得る利益と「厳密な意味での人格」を有する者の得る利益とを天秤にかけて、もし胎児の得る利益のほうが重たければ、胎児に「社会的な意味での人格」を帰属させなければならない。そしてもし帰属させた場合には当然、人工妊娠中絶に反対すべきである。

しかし、ここでエンゲルハートは問いかける。——胎児に「社会的な意味での人格」を帰属させる前に、胎児を人工妊娠中絶する場合の有用性を次の観点から考察する必要があるのではないか。第一に、女性や家族にとっての便宜という点での有用性はどの程度か。第二に、重度の遺伝的疾患を持った胎児の誕生を阻止することの有用性はどの程度か。第三に、人工妊娠中絶を禁止する場合に増大するであろう利益全体に比べて、人口増加を抑制することの有用性はどの程度か。第四に、自分の身体に対して自由な選択をする女性の

権利は侵害されていないか。

そしてエンゲルハートは、特に第四の観点に着目して次のようにいっている。すなわちこの女性の権利こそ、純粹に功利的な観点から提出される妊娠中絶制限論よりも重視されるべきであろう。おそらく初期の段階における人工妊娠中絶は、道徳的行為者としての女性に尊敬を払うために、いかなる場合であっても許可されなければならないであろう。

以上の考察によって、あくまでも胎児と幼児の境界線は功利的な観点から任意に設定されるべきであって、誕生時に設定しなければならないという必然性は全くないと帰結される。ただしエンゲルハートは次のような注意を与えている。——幼児に「社会的な意味での人格」を帰属させるならば、人間にとって数多くの中心的価値が維持されるが、胎児に「社会的な意味での人格」を帰属させることなく人工妊娠中絶しても、このような価値は傷を受けないのであって、また少なくとも初期の段階での人工妊娠中絶だけでも承認すれば、母親になることを望むか否かを決定する女性の自由は保障されるのである、と。

かくてエンゲルハートは「厳密な意味での人格」と「社会的な意味での人格」という二つの人格概念を次のように総括する。すなわち「厳密な意味での人格」は、理性的で自己意識を有する行為者のみが持つ。この意味での人格は「尊厳」を有し、これに尊敬を払うことこそが、道徳の中核をなす。これに対し「社会的な意味での人格」は、より間接的なものであり、生物学的生命のうちで最小限の社会的相互作用に参加できる可能性を有する者だけが持つ。この意味での人格は、一部の生物学的生命に高い「価値」を認めるが、その価値は「厳密な意味での人格」の「尊厳」と混同されなければならない。このかぎりにおいて、生物学的生命と人格的生命との区別は依然として維持することができる。

## 第10章 結語に代えて

最後にエンゲルハートは、生物学的生命と人格的生命との区別、および「厳密な意味での人格」と「社会的な意味での人格」との区別に着目して、幾つかの所見を述べている。

まずエンゲルハートは、人間の生物学的生命の一般的な価値をそのとおりのものとして評価できるという。人間の精子や卵子、培養液中の人体細胞・胚子・胎児等々は、価値を持つが、人格の尊厳は持たない。それゆえこれらの生物学的生命は、「厳密な意味での人格」はもとより、「社会的な意味での人格」にも容認されないような仕方で実験に使用しても社会的に許される。すなわち手段として使用できる。

次に幼児の段階になると、単なる生物学的生命が「社会的な意味での人格」を有するようになる。これは幼児に対する両親の適切な支配を条件に成立している。すなわち、いまだ道徳的行為者ではなく家族に所有されている幼児は、道徳的な権利だけを持ち、義務を負わない。これに対し道徳的行為者である両親は、権利と義務の双方を持っている。

それゆえ両親は幼児のために何らかの行為をしてやらなければならない。もちろん道徳的行為者として尊敬するような仕方で両親が行為する義務はない。むしろ両親は幼児にとって最大の利益が何であるかを念頭において行為する義務がある。だが場合によっては、そのような最大の利益を追求する義務が他の事柄によつて凌駕されることもありうる。

以上の観点に立つならば、形態異常の幼児の処置や子供に対する実験実施については次のようにいうことができる。すなわち子供の養育を妨げず、いずれ持つはずの「厳密な意味での人格」を損ねないかぎりにおいて、子供に関する扱いの決定は両親によって下されなければならない。

具体的にいえば、両親は経済的心理的な負担が多大であれば、形態異常の幼児の延命を正当に拒否できる。もっとも両親による有用性の算定が説得的でないときには、その幼児の延命を法的に実施させることができる。また一方、子供に対する実験実施については、子供への危険が最小限であり、期待される利益が大きく、その実験を成人には実施できず、その実験の実施によって「社会的な意味での人格」を失うことがない（これを失うと、子供は単なる生物学的生命にすぎなくなる）場合にかぎり、両親は承諾を与えることができる。

## 註

- 1) H. トリストラム・エンゲルハート「医学における人格の概念」久保田顕二訳、加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』(東海大学出版会、1988年) 19~32頁。
- 2) H. トリストラム・エンゲルハート (H. Tristram Engelhardt) は、テキサス州ベイラー医科大学の医学哲学の教授であり、『こころと身体ーある絶対的関係』および、バイオエシックスに関する初めての大系的著作『バイオエシックスの基礎づけ』の著者である。加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』上掲書351頁を参照。
- 3) 本稿は10章に分かたれる。章の数と各章の題目は筆者による。
- 4) カントの倫理学は主著『道徳形而上学の基礎づけ』と『実践理性批判』において展開されている。概説書としては、岩崎武雄『カント』(勁草書房、1958年) を参照。
- 5) 岩崎武雄『カント』上掲書179~180頁を参照。
- 6) 岩崎武雄『カント』上掲書196~197頁を参照。
- 7) 岩崎武雄『カント』上掲書197~198頁を参照。定言的命法の根本方式については、稻葉稔「定言的命法の根本方式」『カント『道徳形而上学の基礎づけ』の研究序説』(創文社、1983年) 37~120頁も参照。なお定言的命法の根本方式の邦訳は、野田又夫訳編『カント』(世界の名著39、中央公論社、1979年) 265頁にしたがった。
- 8) 野田又夫訳編『カント』上掲書266~272頁。なお第一の導出方式については、稻葉稔「第一導出方式——普遍的自然法則の方式——」『カント『道徳形而上学の基礎づけ』の研究序説』上掲書121~126頁も参照。
- 9) 野田又夫訳編『カント』上掲書272~276頁。なお第二の導出方式については、稻葉稔「第二導出方式——目的それ自体の方式——」『カント『道徳形而上学の基礎づけ』の研究序説』上掲書127~152頁も参照。
- 10) 野田又夫訳編『カント』上掲書276~286頁。なお第三の導出方式については、稻葉稔「第三導出方式——意志の自律の方式——」『カント『道徳形而上学の基礎づけ』の研究序説』上掲書153~174頁、目的の王国については、稻葉稔「目的の王国——意志の自律の理念から導かれるところの——」『カント『道徳形而上学の基礎づけ』の研究序説』上掲書175~187頁も参照。
- 11) マイケル・トゥーリー (Michael Tooley) は、オーストラリア国立大学の哲学教授であり、『人工妊娠中絶と嬰児殺し』や『因果性』などの著作がある。ラディカルな論調で知られている。加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』上掲書352頁を参照。
- 12) トゥーリーの嬰児殺し認論については、マイケル・トゥーリー「嬰児は人格を持つか」森岡正博訳『バイオエシックスの基礎』上掲書94~110頁も参照。
- 13) エンゲルハートは胎児と幼児の境界線について考察しているが、嬰児殺し認論に対する反駁については詳論していない。本章における嬰児殺し認論に対する反駁は、人格と生命に関する彼の立場を踏まえた上で、筆者が補った。
- 14) 註13参照。

## 参考文献

1. 稲葉稔『カント『道徳形而上学の基礎づけ』の研究序説』(創文社、1983年)。
  2. 岩崎武雄『カント』(勁草書房、1958年)。
  3. 加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』(東海大学出版会、1988年)。
  4. 野田又夫訳編『カント』(世界の名著39、中央公論社、1979年)。
- (本稿は平成13年度天使大学後援会研究助成による成果の一部である。)

[追記] 本稿は、天使女子短期大学専攻科「生命倫理」(3回担当) の講義用に執筆された草稿が母胎となっている。

私は当初この草稿を平成11年度の講義原稿として使用する予定であったが、人工妊娠中絶に賛成するような講義になることを恐れて、その使用を差し控えた。ただ専攻科の学生には、簡単な批判的考察を附加し、自己学習用の教科書として講義終了後に手渡した。このたびの公刊にあたって、批判的考察の箇所を削除するとともに、章

数を6章から10章に増やすなどの大幅な加筆修正を施してエンゲルハートの所説を紹介することに努めた。人工妊娠中絶に賛成する彼の所説は、人工妊娠中絶の反対者（私自身も含む）にとって聞くもいとわしいものであろう。しかし人工妊娠中絶の反対者は彼の所説に対して、感情的狂信的な態度で反対を表明するのではなく、哲学・医学等に根拠づけられた理性的学問的な議論を通して反駁してゆかなければならぬ。——現在、天使大学看護栄養学部・看護学科において「生と死の看護ゼミ」が開講されている。本稿を一読した看護学専任教員と看護学科生との間で、人工妊娠中絶の是非をめぐって活発な議論が行なわれることを切望する。

なお本稿の母胎となった草稿は、平成10年度の天使女子短期大学衛生看護学科2年「生と死の看護ゼミ」第5グループにおいて、学生の要望にこたえて発表・使用したことがある。このとき私とともに第5グループの担当者であった今崎裕子先生から貴重な示唆を賜った。本稿が今崎裕子先生に捧げができるなら幸いである。私は本稿を、ささやかな感謝のしとしたい。